宮城県制度融資資金条件変更措置実施要綱の一部を改正する要綱

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領（平成９年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

改　正　後　（新）

第１から第８まで　（略）

附則

１　この要綱は、平成１３年１１月２７日から施行する。

２　この要綱は、令和6年３月３１日限り、その効力を失う。

［別表］

			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	融資者 提出先
中小企業経営安定資金	一般資金						13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	宮城県信用保証協会
		一般枠	13年	13年	13年	13年												
		経営改善対策枠	13年	13年	13年	13年												
	経営緊急支援資金	雇用創出枠		13年														
	経営環境変化対策資金（セーフティネット資金）						13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	
		一般枠	13年	13年	13年	13年												
		経営改善対策枠	13年	13年	13年	13年												
	経営環境変化対策資金（危機関連対策資金）													13年	13年	13年	13年	
	新型コロナウイルス感染症対応資金													13年	13年	13年	13年	
	仕走支援型特別資金														13年	13年	13年	
	流動資産担保活用資金（旧売掛債権担保活用資金）															18年	18年	18年
	経営力強化サポート資金						13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	
	条件変更改善措置資金										15年			2年	2年	2年	2年	
	連鎖倒産防止資金										15年				15年	15年	15年	
	経営改善サポート借換資金										12年		13年		13年	13年	13年	
	中小企業再生サポート資金						12年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	
	災害復旧対策資金	一般枠					13年		13年			13年	13年	13年	13年	13年	13年	
		東日本大震災災害対策枠			13年													
	みやぎ中小企業復興特別資金				15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
	二重債務対策資金							15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
	緊急経済変動対策資金													13年	13年	13年	13年	
	事業再生計画実施支援資金（一般枠・感染症対応枠）							15年	15年		15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
中小企業産業振興資金	新技術・新製品事業化資金		13年	13年				13年							13年	13年	13年	
	創業育成資金			13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	
	事業承継資金（経営承継枠・事業承継特別枠・経営承継借換枠）											13年	13年	13年	13年	13年	13年	
	基準宮城資金（チャレンジ枠）											15年		15年	15年	15年	15年	
	富県宮城資金（応援枠）											10年		10年	10年	10年	10年	
	富県宮城資金（先端設備等導入枠）											13年	13年	13年	13年	13年	13年	
	再生可能エネルギー推進支援資金							15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
	がんばる中小企業応援資金									10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	
	"伊達な旅"整備促進資金										15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
	スタートアップ創出促進資金																13年	
	SDGs推進資金																10年	
環境安全管理対策資金																10年	10年	
小口事業資金		一般				10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	宮城県商工会連合会
		特別小口				10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	
中小企業団体中央会組織金融											10年	10年	10年	18年	18年	18年	18年	宮城県中小企業団体中央会

改　正　前　（旧）

第１から第８まで　（略）

附則

１　この要綱は、平成１３年１１月２７日から施行する。

２　この要綱は、令和5年３月３１日限り、その効力を失う。

［別表］

			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	融資者 提出先
中小企業経営安定資金	一般資金								13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	宮城県信用保証協会
		一般枠			13年	13年	13年	13年											
		経営改善対策枠			13年	13年	13年	13年											
	経営緊急支援資金	雇用創出枠				13年													
	経営環境変化対策資金（セーフティネット資金）								13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	
		一般枠			13年	13年	13年	13年											
		経営改善対策枠			13年	13年	13年	13年											
	経営環境変化対策資金（危機関連対策資金）																		
	新型コロナウイルス感染症対応資金																		
	仕走支援型特別資金																		
	流動資産担保活用資金（旧売掛債権担保活用資金）															18年	18年	18年	
	経営力強化サポート資金															13年	13年	13年	
	条件変更改善措置資金																13年	13年	
	連鎖倒産防止資金															2年	2年	2年	
	経営改善サポート借換資金								13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	
	中小企業再生サポート資金												15年				15年	15年	
	災害復旧対策資金	一般枠											13年			13年	13年	13年	
		東日本大震災災害対策枠							13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	
	みやぎ中小企業復興特別資金						13年												
	二重債務対策資金						15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
	緊急経済変動対策資金									15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
	事業再生計画実施支援資金（一般枠・感染症対応枠）																	13年	
中小企業産業振興資金	新技術・新製品事業化資金				13年	13年	13年	13年		15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
	創業育成資金					13年												13年	
	事業承継資金（経営承継枠・事業承継特別枠・経営承継借換枠）					13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	13年	
	基準宮城資金（チャレンジ枠）	15年														15年		15年	
	富県宮城資金（応援枠）														10年	10年		10年	
	富県宮城資金（先端設備等導入枠）															13年	13年	13年	
	再生可能エネルギー推進支援資金									15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
	がんばる中小企業応援資金											10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	
	"伊達な旅"整備促進資金												15年	15年	15年	15年	15年	15年	
環境安全管理対策資金																		10年	
小口事業資金		一般						10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	宮城県商工会連合会
		特別小口						10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	
中小企業団体中央会組織金融													10年	10年	10年	18年	18年	18年	宮城県中小企業団体中央会

附　則

１　この要領は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度予算に係る資金に適用する。

２　この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

３　この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。